

建設工事・建設工事関連業務委託 事業者 様

焼津市総務部契約検査課長

契約の保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について（通知）

日頃から、本市の契約事務に御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、焼津市建設工事請負契約約款及び焼津市土木設計業務等委託契約約款を改正し、令和6年4月1日から、下記のとおり電磁的方法による保証（以下「電子保証（※）」という。）を導入することとしましたので、お知らせいたします。

なお、書面による保証証書の提出も引き続き可能です。

（※）電子保証とは、従来の「保証証書（書面）」に代わる「電子証書」を、受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

記

1 対象となる保証

保証の種類	証書の種類	保証事業会社
契約保証	契約保証証書	東日本建設業保証（株）
前払金保証 （中間前払金）	前払金保証証書 （中間前払金保証証書）	西日本建設業保証（株） 北海道建設業信用保証（株）

2 適用期日 令和6年4月1日以降に契約の締結を行う案件から適用します。

3 運用方法

(1) 事業者は、保証事業会社と保証契約締結後、保証事業会社から発行された『電子保証にかかる「認証キー（※）」のお知らせ』（PDF）を電子メールに添付し、契約案件を所管する各発注担当課アドレス宛に送付してください。

（※）保証事業会社の電子証書等閲覧サービスに登録された電子証書を閲覧するために使用する情報

(2) 認証キーの情報を電子メールで送付する際は、次のとおりの取扱いをお願いします。

ア 電子メールの宛先は、各発注担当課の代表アドレスとしてください。

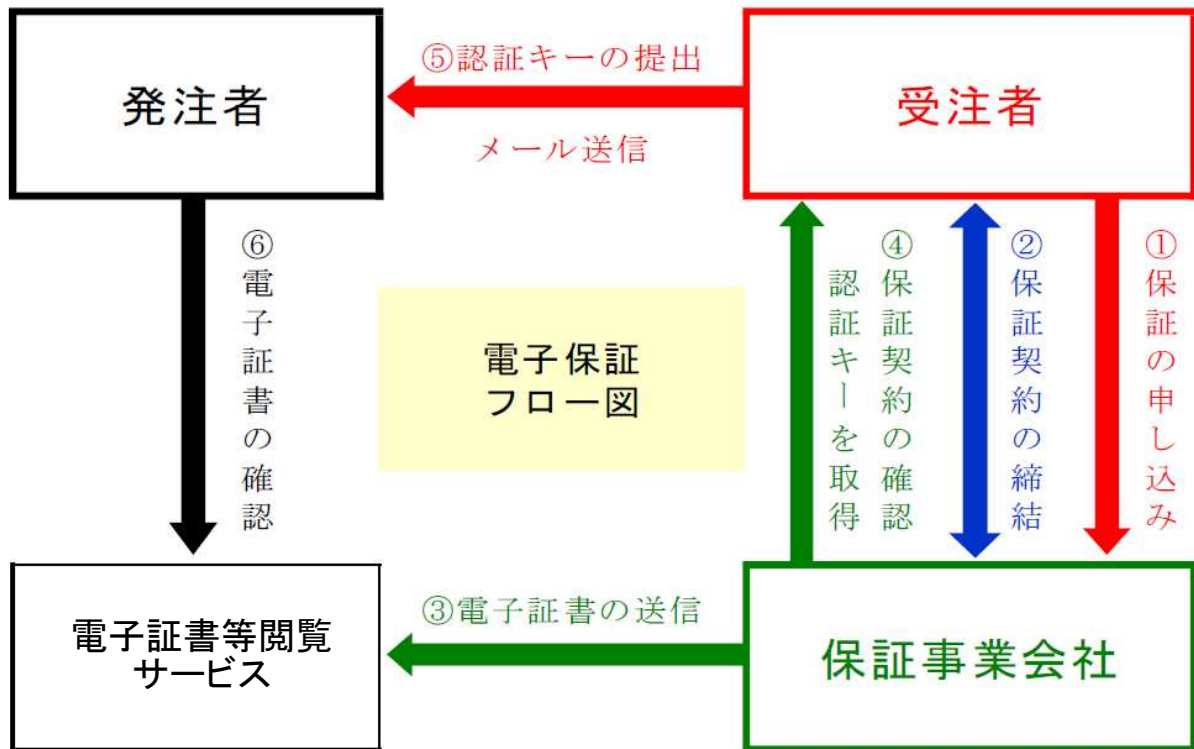
イ 件名は、「【会社名】（案件名）認証キーの送付について（保証名）」としてください。

例：【株式会社焼津】（令和〇年度道路改良工事）認証キーの送付について（契約保証）

ウ 送付後、電話連絡により到着確認を行ってください。

(3) 各発注担当課は、認証キーを用いて当該電子証書等を閲覧し、保証内容を確認します。

【電子保証フロー図】



4 その他

- (1) 現時点では、銀行保証や履行保証保険、履行ボンドについては、電子保証取扱の対象外としておりますのでご注意ください。
- (2) 保証の申し込み、契約方法については、保証事業会社にお問い合わせください。
- (3) 今回の焼津市建設工事請負契約約款の改正にあわせ、これまで建設工事請負契約書等で「請負者」としていた表記を、令和6年4月1日から「受注者」へ改めます。

契約検査課 契約担当

電話：054-626-1119

e-mail：keiyaku_kensa@city.yaizu.lg.jp